

福岡県第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画 (第6期)

計画期間

令和4年4月1日から

令和9年3月31日まで

令和4年3月

福岡県農林水産部農山漁村振興課

〈 目 次 〉

1	計画策定の目的及び背景	1
2	管理すべき鳥獣の種類	1
3	計画の期間	1
4	第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域	1
5	第二種特定鳥獣の管理の目標	1
(1)	現状	1
ア	生息動向及び捕獲状況	1
イ	生息環境	4
ウ	被害及び被害防除状況	4
(2)	特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画第5期の評価	5
(3)	管理の目標	5
(4)	目標を達成するための施策の基本的考え方	6
6	第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項	8
(1)	狩猟による捕獲の推進	8
(2)	管理捕獲許可による捕獲の推進	8
(3)	指定管理鳥獣捕獲等事業の実施	8
(4)	捕獲数管理	8
(5)	捕獲補助者制度の周知	8
(6)	獣肉の利活用推進	8
(7)	その他	9
7	その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項	9
(1)	被害防除対策の推進	9
(2)	モニタリングの実施	9
(3)	計画の実施体制	9
(4)	普及啓発と人材育成	10
(5)	事故・違反の防止	10

1 計画策定の目的及び背景

本県では、中山間地域を中心に、ニホンジカ、イノシシ、サル等の獣類やカラス類による農林水産物被害が深刻化している。とりわけニホンジカについては、被害が全県的に拡大している状況にあり、ニホンジカ被害を軽減するための対策を早急に講じることが緊急の課題となっている。

このような現状から、科学的知見を踏まえながら、専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ、管理の目標を設定し、被害防除対策や捕獲の推進等の手段を総合的に講じることにより、県内における農林産物の被害軽減の未然防止を図ることを目的として、福岡県第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画（第6期）を策定する。

2 管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ

3 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの期間とする。

（第13次鳥獣保護管理事業計画期間内）

ただし、計画の期間内であっても、大きな状況の変化があった場合は、必要に応じて計画を見直すものとする。

4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

県内全域（国指定鳥獣保護区の区域を除く。）を対象とする。

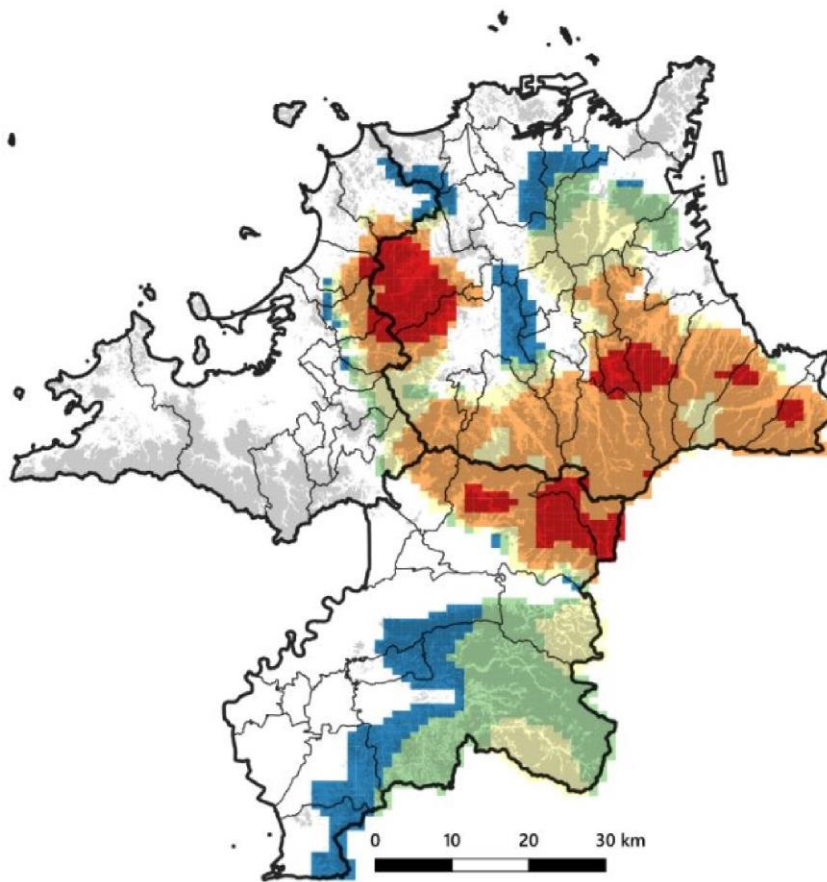
5 第二種特定鳥獣の管理の目標

（1）現状

ア 生息動向及び捕獲状況

（ア）生息地域と分布変動

ニホンジカの生息地域は、県中央部から東部にかけての古処山、英彦山、求菩提山を中心とした地域（以下「英彦山地域」という。）、県北部の犬鳴山を中心とした地域（以下「犬鳴地域」という。）及び県北東部の福智山系や県南東部の筑後川以南の地域である。【図－1】



【図－1】 ニホンジカの生息地域

令和2年度実施第5回生息数調査をもとに作成

犬鳴地域と英彦山地域の分布域は、平成7年頃までは隔たっていたが、三郡山や若杉山周辺でも生息するようになり、現在では連続した分布域となっている（以下「犬鳴・英彦山地域」という。）。

(イ) 生息数

本県のニホンジカの糞の消失率をもとに作成したニホンジカ密度推定プログラムにより、本県のニホンジカの生息数は、令和2年度末時点で約27,400頭と推定した。（表1）

表 1. 生息地域ごとの生息密度、推定生息数等

生息地域	調査地点数	生息面積 (km ²)	生息密度 (頭/km ²)	推定生息数 (頭)
犬鳴・英彦山地域	77	998.38	24.02	23,986
その他の地域	22	1063.29	3.17	3,370
計	99	2061.67	—	27,356

注 1) 第 5 回生息数調査による

注 2) 生息面積は、森林、荒地、水田を除く耕作地の面積

(ウ) 捕獲状況

表2に、平成20年度以降の年度別の狩猟及び管理捕獲（被害の防止の目的での捕獲と数の調整の目的での捕獲の合計）による捕獲数の推移を示す。

表 2. 捕獲数の推移

(頭数)

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
狩猟	オス	978	1,107	1,226	1,274	1,355	1,551	1,627	1,462	1,465	1,483	1,717	1,225	1,114
	メス	799	973	958	1,198	1,249	1,541	1,955	1,887	1,806	1,624	2,090	1,501	1,451
					4						25	17		20
	計	1,777	2,080	2,184	2,472	2,608	3,092	3,582	3,349	3,271	3,132	3,824	2,726	2,585
管理捕獲	オス	484	618	691	729	906	1,849	2,766	2,995	2,929	3,161	3,710	3,668	3,846
	メス	507	544	551	713	764	1,598	2,729	3,213	3,036	3,459	3,718	4,210	4,240
	不明					37				37		20	56	348
	計	991	1,162	1,242	1,442	1,707	3,447	5,495	6,208	6,002	6,620	7,448	7,934	8,434
指定管理	オス									6	183	141	125	129
	メス									22	231	177	147	149
	不明													
	計									28	414	318	272	278
合計	オス	1,462	1,725	1,917	2,003	2,261	3,400	4,393	4,457	4,400	4,827	5,568	5,018	5,089
	メス	1,306	1,517	1,509	1,911	2,013	3,139	4,684	5,100	4,864	5,314	5,985	5,858	5,840
	不明					41				37	25	37	56	368
	計	2,768	3,242	3,426	3,914	4,315	6,539	9,077	9,557	9,301	10,166	11,590	10,932	11,297

被害の防止の目的での捕獲は、平成 7 年度から実施し、加えて平成 13 年度からは、特定鳥獣（ニホンジカ）保護管理計画に基づき、数の調整の目的での捕獲を実施している。

管理捕獲が、ここ数年、著しく増加しており、平成 25 年度から、狩猟の捕獲数を上回っている。これは、国の鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金(※)による支援など、管理捕獲が強化されたことによるものと考えられる。

※鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金（平成 25 年度～平成 26 年度）、鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）（平成 27 年度～）：捕獲

した者への頭数に応じた管理捕獲活動の経費を助成。

ニホンジカの全捕獲数は、令和2年度には平成20年度の4倍に増加した。このうち、メスジカの捕獲数は、平成20年度は全捕獲数の47%であったが、その後増加し、令和2年度では52%となっている。

イ 生息環境

平成3年の台風17号、19号により県内の森林は甚大な被害を被り、新植地や風倒木により林冠が開けた場所など、ニホンジカにとって好ましい環境が増加した。

また、平成16年の台風18号、23号によっても、同様な環境の変化が生じている。

(ア) 生息地域の森林の現況

犬鳴・英彦山地域の民有林の人工林率は、福岡県平均よりやや高く70%である。この地域の中央部の朝倉市、嘉麻市から東峰村、添田町にかけては80%を超える高い人工林率であるが、東部の豊前市、築上町などは60%程度と低くなっている。また、落葉広葉樹を中心とした天然林は英彦山から犬ヶ岳にかけて残されており、豊前市、添田町等には小面積ながらブナ林が分布している。

ウ 被害及び被害防除状況

(ア) 被害状況

表3及び表4に被害状況の推移を示す。

表3. 森林被害の推移 (面積：ha、金額：千円)

	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (R2)
実損面積	110.31	148.64	126.31	90.90	138.40	132.20	134.95	50.60	32.66	27.70	26.71
被害金額	183,969	242,816	223,957	183,742	181,262	161,771	142,807	56,909	36,640	27,818	27,691

表4. 農産物被害の推移 (面積：ha、金額：千円)

	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (R2)
実損面積	43.30	56.90	45.74	62.20	53.10	58.90	61.79	46.60	57.10	54.70	66.50
被害金額	29,452	74,033	56,563	79,857	62,605	74,431	58,526	57,980	60,479	63,953	63,781

ニホンジカによる森林被害は、平成8年から急激に増加し、ここ数年は増減はあるものの依然として高い水準で推移している。被害内容は、スギ、ヒノキ、ケヤキなどの造林木の枝葉採食害や角擦りによる樹皮剥皮害である。

農産物被害は平成23年度まで増加し、その後増減はあるものの、依然として高い水準で推移している。被害の内訳としては、果樹が最も多く、次いで水稻、野菜類、大豆などである。

また、自然植生への影響も出ており、ニホンジカの生息密度の高い地域では、森林の下層植生であるアオキやササ類の衰退が起きており、食害による生態系の攪乱が懸念される場所がある。

(イ) 被害防除状況

ニホンジカによる森林被害を防止するため、表5のとおり国庫補助、県単補助により主に犬鳴・英彦山地域において防護柵、枝条巻きなどを実施している。

表5. 被害防除状況の推移

		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
防護柵	(km)	26.6	33.0	38.4	39.0	42.0	38.0	50.0	61.5	55.8	61.4	55.2
食害防止チューブ	(ha)	—	5.3	—	2.6	1.2	1.2	11.1	16.1	37.3	17.7	31.6
枝条巻き	(ha)	0.2	2.6	—	1.8	1.6	—	—	—	—	—	—

注1) 防護柵は、国庫補助、県単補助による実績

注2) 食害防止チューブ、枝条巻きは、国庫補助事業による実績

(2) 特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画第5期の評価

平成26年度に実施した糞粒法によるニホンジカ生息数一斉調査による結果をもとに、令和3年度末までにニホンジカの生息頭数を3千頭以下に抑えることを目標とし、毎年モニタリングを実施しながら、目標に向けて逆算した9千頭を越える捕獲を継続した。

しかし、令和2年度に実施した糞粒法によるニホンジカ生息数一斉調査では、生息数は平成26年度と変わっていない。

今後は、これまでの総合的な鳥獣対策の取組みに加え、捕獲を抜本的に強化するとともに、管理目標も鳥獣被害の軽減の効果が明らかなるものを採用する必要がある。

表6. 第5期計画の目標と実績

年度	第5期特定鳥獣（シカ）管理計画				
	H29	H30	R1	R2	R3
年間捕獲数	10,166	11,590	10,932	11,297	
目標生息数					3,000
生息数				27,400	

(3) 管理の目標

(ア) 概況

県内でニホンジカの生息域が拡大し、農林産物被害が拡大している。

(イ) 対象区域

県内のニホンジカの生息が拡大傾向にあることから、県全域を対象とする。

(ウ) 管理目標

農林産物被害を未然に防ぎ、令和8年度末の農林産物被害額を7千万円以下に抑えることを目標とする。

表7. 目標達成に係る実施計画

(単位：百万円)

年度	R1	R2	R3	実施計画年度目標				
				R4	R5	R6	R7	R8
目標被害額								70
実績額	92	91						

(4) 目標を達成するための施策の基本的考え方

(ア) 被害防除対策

被害発生地域では、地域に応じた侵入防止柵を選定し、国の鳥獣被害防止総合支援事業等を活用して柵の計画的な導入を推進する。また、正しい柵の設置や維持管理の方法について、研修会等での指導を徹底する。

(イ) 捕獲の推進

ニホンジカの捕獲については、やみくもな捕獲対策では被害軽減が困難であることを留意しつつ、被害地周辺における加害個体あるいは加害する可能性のある個体の捕獲を推進する。

(ウ) 生息環境管理

侵入防止柵の設置と捕獲の推進に加え、集落周辺の里山と未収穫放置作物の適正な管理を推進し、ニホンジカを寄せ付けない（ニホンジカにとって魅力のない）集落づくりを推進する。

(エ) 人材育成

地域ぐるみでの総合的な対策を推進するため、集落代表者等への研修を実施する。

(オ) 施策の評価

被害防除対策、捕獲対策の実施状況を踏まえた農林産物の被害状況等を調査検証し、各種対策の効果を評価するとともに、施策を設定するものとする。

図2に管理体制フローを示す。

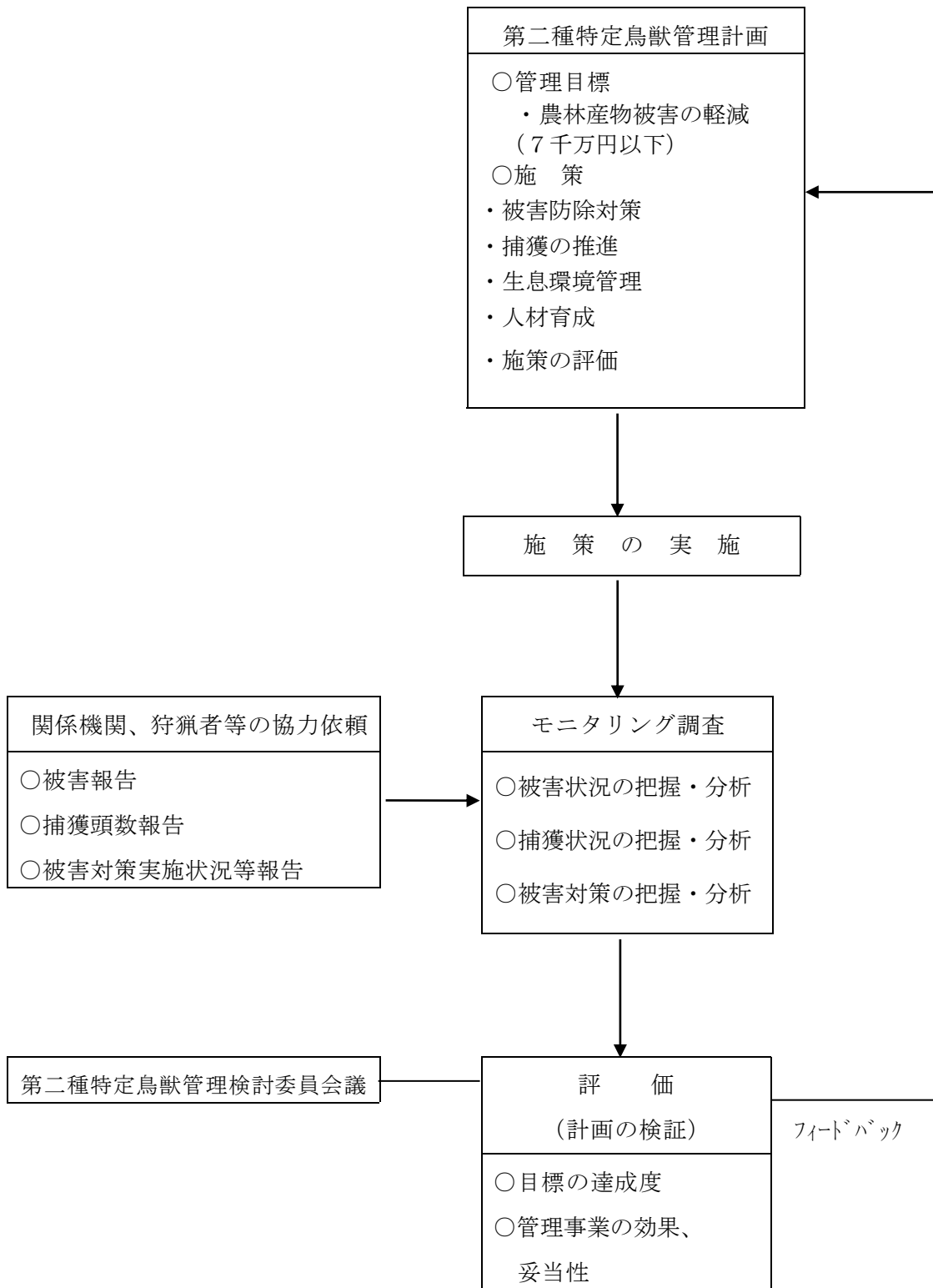


図2. 管理体制フロー

6 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項

(1) 狩猟による捕獲の促進

(ア) 狩猟期間の延長

ニホンジカの狩猟期間を10月15日から4月15日までとする。

(イ) 休猟区全域について、ニホンジカを捕獲することができる特例休猟区に指定する。

(ウ) ニホンジカについて、輪の直径が12センチメートルを超えるくくりわなによる捕獲を認めることとする。ただし、架設の際には、事故がないよう架設場所等十分に配慮するものとする。

(2) 管理捕獲許可による捕獲の推進

(ア) 捕獲を強化するため、市町村による管理捕獲を推進するとともに、市町村による捕獲が困難な場合は、市町村からの要請に基づき、県が捕獲を推進する。

ただし、国立公園特別保護地区及び鳥獣保護区特別保護地区において捕獲を実施する場合は、他の鳥獣に影響を与えない方法によるものとする。

(イ) 捕獲効率を高めるため、高い技能を持つ捕獲指導者による捕獲を推進し、併せて技能の伝承に努める。

(ウ) 高度な射撃技術等、効率的な捕獲方法の活用を図り、地域の状況に即して実施されるよう普及を図る。

(3) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施

ニホンジカの生息状況、被害発生状況等を踏まえ、捕獲を特に強化する必要がある地域においては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2の規定に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。

指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合は、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成し、捕獲等の目標及び具体的な事業内容等を定め、捕獲に取り組む。

(4) 捕獲数管理

(ア) 狩猟による捕獲数の把握

狩猟者からの報告により狩猟期間中の捕獲実態（捕獲場所、頭数等）を調査する。

(イ) 有害捕獲による捕獲数の把握

市町村等の協力を得て、有害捕獲における捕獲実態（捕獲場所、頭数等）を調査する。

(5) 捕獲補助者制度の周知

捕獲補助者制度が、平成24年度より開始されたことから研修会等で制度の周知徹底を図る。

(6) 獣肉の利活用推進

捕獲したニホンジカについては、獣肉として利活用を図ることを推進する。ジビエフェア等による野生鳥獣肉（ジビエ）の普及を通じて、都市住民も巻き込んだニホンジカ被害対策や狩猟者育成のための機運醸成を図る。

(7) その他

- (ア) 捕獲効率を高めるため、ICT（情報通信技術）等を利用した新しい捕獲方法の研究開発や新技術の普及に努めるものとする。
- (イ) 捕獲の担い手である狩猟者の確保と適正化のため、農業者等の狩猟免許取得を推進するとともに、法令や猟具の取扱い等についての講習会や捕獲技能の向上のための研修会を実施する。
- (ウ) 被害軽減を促進するため、地域ぐるみでの被害防除対策、捕獲対策を推進する。

7 その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項

(1) 被害防除対策

農林作物被害を軽減するため、侵入防止柵や枝条巻き等の設置を積極的に推進する。

表 8. ニホンジカの被害防除対策事業例（令和2年度）

事業名	事業主体	事業内容	補助率		主管課
			国費	県費	
鳥獣被害防止総合支援事業	地域協議会	鳥獣の生息調査や被害防止技術の導入・実証	50% 又は 定額※		農山漁村振興課 ※補助額上限あり
	地域協議会 又はその構 成員	被害防止施設や処理加工施設の整備等	50% 又は 定額		
特用林産基盤整備事業	市町村等	特用林産物に対する被害防止施設の整備		30%	農山漁村振興課
森林・林業再生基盤づくり交付金	市町村等	特用林産物に対する被害防止施設の整備	50%		
森林環境保全整備事業	市町村、森林組合、森林所有者等	健全な森林の造成・保全を目的とする鳥獣害防止施設の整備	30%	10%	林業振興課
県単造林事業				40%	
県単造林事業（再造林対策）				10%	

(2) モニタリングの実施

被害の推移を把握するため、毎年農林産物の被害状況調査を行う。

(3) 計画の実施体制

福岡県鳥獣被害対策協議会及び各地域の鳥獣被害対策広域協議会を中心として被害防除体制を構築し、侵入防止柵の設置など効果的な被害防除対策の普及啓発、被害防除等に関する指導者の育成、集落の環境整備等、総合的な対策を推進していく。

また、九州各県との間で広域的な捕獲を推進するための「九州ニホンジカ広域一斉捕獲推進会議」を開催する。

(4) 普及啓発と人材育成

(ア) 地域ぐるみの被害対策現地研修会及びわな研修会の開催

被害を軽減するためには、個々の対策を個人で行うのではなく、被害防除対策、捕獲の推進及び生息環境管理を地域の実情に応じて、地域ぐるみで総合的に行うことが重要である。

そこで、各農林事務所単位で集落の代表者等に対して地域ぐるみの被害対策現地研修会（平成 24 年度から各農林事務所単位で秋期から冬期に実施）及びわな研修会を実施して、集落を支援していく。

(イ) 新規銃猟者育成のための研修会の開催

新規銃猟者を対象とした安全技能向上射撃研修会や実地指南研修等を開催し、銃猟者の育成を図る。

- 銃所持許可事前安全講習会：銃を所持する際に必要な取扱い方法や関係法令を研修
- 安全技能向上射撃研修会：銃猟に関する安全な銃の取扱いや技能向上に関する研修
- 実施指南研修会：銃猟初心者に対して現場での注意点や猟銃の操作等を研修

(ウ) 捕獲従事者の育成

新規狩猟者がベテラン狩猟者の指導の下、実践経験を積む県単事業において、捕獲従事者の早期育成を図る。

- 鳥獣被害対策実施隊及び有害鳥獣駆除従事者の育成
- わな猟で地域の有害鳥獣の捕獲に従事する農業者等の育成

(エ) 鳥獣被害対策マニュアルによる被害対策技術の普及啓発

ニホンジカの被害対策に必要な知識・技術を普及させるため、鳥獣被害対策実践マニュアルを作成し、ホームページ等を通じて一般県民に普及啓発する。また、同ホームページで狩猟免許の案内や猟銃の所持許可の方法等を広報する。

- 鳥獣対策総合案内コーナー（鳥獣対策、狩猟へのご案内など）の URL

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/tyoujuu-corner.html>

(5) 事故・違反の防止

平成 26 年 11 月に本県において誤射による狩猟事故が発生した。今後の事故・違反の防止の徹底をより一層図るため、狩猟者や有害鳥獣駆除員に対して、講習会やチラシ等を通じて安全な銃やわなの取扱い等を指導していく。